

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所 設置変更許可申請（特定重大事故等対処施設設置等に伴う既許可の変更））【2】

2. 日時：令和3年2月4日 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁内会議室（9階B会議室）（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

渡邊安全規制調整官、岡本主任安全審査官、小林主任安全審査官、中原主任安全審査官、沼田主任安全審査官、堀口主任安全審査官、田中安全審査専門職、大野安全審査官、小西審査チーム員、鈴木審査チーム員、府川審査チーム員

日本原子力発電株式会社： 担当者 22名※

東京電力ホールディングス株式会社： 担当者 2名※

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、これまでに提出のあった資料を用いて、東海第二発電所の特定重大事故等対処施設設置等に伴う既許可の変更に係る原子炉設置変更許可申請のうち、地震による損傷の防止、津波による損傷の防止及び技術的能力について説明があった。

これに対し、原子力規制庁は、以下の主な点について事実確認等を行うとともに、当該申請内容については、今後も引き続き確認していく旨を伝えた。

<技術的能力>

○ 技術的能力における各操作に係る所要時間について、操作場所までの距離の変更に伴う所要時間の変更に生じない理由を説明すること。

6. その他

提出資料：なし

以上